

議案第 7 号

北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

北上市奨学金貸与条例（平成 3 年北上市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
(申請)		(申請)		
第 3 条　〔略〕		第 3 条　〔略〕		
<u>2　前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。</u>				
(決定)		(決定)		
第 4 条 <u>奨学生</u> は、北上市奨学生選考委員会の推薦を受けて、市長が決定する。		第 4 条 <u>奨学金の貸与を受ける者</u> は、北上市奨学生選考委員会の推薦を受けて、市長が決定する。		
(貸与金額)		(種類及び貸与金額)		
第 5 条　奨学金の貸与金額は、次の表のとおりとする。		第 5 条　奨学金の種類は、次の表の左欄のとおりとし、貸与金額は、同表中欄の区分に応じて同表右欄に定めるとおりとする。		
区分	金額（月額）	種類	区分	金額
高等学校、専修学校高等課程、高等専門学校第 1 学年から第 3 学年まで、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部	10,000円	月額奨学金	高等学校、専修学校高等課程、高等専門学校第 1 学年から第 3 学年まで、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部	10,000円
高等専門学校第 4 学年及び第 5 学年、専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院その他これらに相当する教育機関並びに職業訓練校 北上コンピュータ・アカデミー	30,000円		高等専門学校第 4 学年及び第 5 学年、	30,000円、

(貸与期間)

第6条 奨学金は、貸与を開始した月から奨学生が卒業する月までにおける正規の修学年限をこえない期間、毎月貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、数月分をあわせて貸与することができる。

(返還)

第8条 [略]

	<u>専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院その他これらに相当する教育機関並びに職業訓練校北上コンピュータ・アカデミー</u>	<u>40,000円又は50,000円のいずれかの額</u>
<u>入学一時金</u>	<u>専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院その他これらに相当する教育機関及び職業訓練校北上コンピュータ・アカデミー</u>	<u>300,000円</u>

(貸与期間等)

第6条 月額奨学金は、貸与を開始した月から奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）が卒業する月までにおける正規の修学年限を超えない期間において貸与する。

2 月額奨学金は、毎月、6月ごと又は12月ごとに、当該月数に月額奨学金の金額を乗じた額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、数月分をあわせて貸与することができる。

3 入学一時金は、月額奨学金の初回の貸与にあわせて貸与するものとする。

(返還)

第8条 [略]

2 第3条の保証人は、奨学生と連帯して奨学金の返還に係る債務を負担するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与を開始する者から適用し、同日前に貸与を開始した者については、なお従前の例による。

令和7年6月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市奨学金について、大学、大学院その他これらに相当する教育機関等に進学する者に対する貸与金額を引き上げるほか、所要の改正をしようとするものである。